

**札幌市藤野野外スポーツ交流施設の管理に関する協定における
費用見直し等に関する確認書**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び札幌市体育施設条例（昭和 41 年条例第 10 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 3 月 25 日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び株式会社札幌リゾート開発公社（以下「乙」という。）が締結した札幌市藤野野外スポーツ交流施設の管理に関する協定（以下「協定」という。）第 27 条、第 38 条及び別表 2 の規定に基づき、札幌市藤野野外スポーツ交流施設管理業務等仕様書（以下「業務仕様書」という。）に定める要求水準の取扱い及び 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日に発生した経費の変動等について協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

第 1 条 協定により乙が管理する施設において、令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月までの期間における、光熱費高騰分について指定管理費を見直すこととし、甲は乙に対し「金 3,077,000 円」を支払う。

上記合意事項の内容を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を所持する。

令和 5 年 3 月 31 日

(甲) 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市
代表者 市長 秋元 克 広



(乙) 札幌市南区定山溪 937 番地先
株式会社札幌リゾート開発公社
代表者 代表取締役社長 青山 智 勇



札幌市藤野野外スポーツ交流施設の管理に関する改定協定書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び札幌市体育施設条例（昭和 41 年条例第 10 号。以下「条例」という。）第 13 条第 1 項の規定に基づき、札幌市（以下「甲」という。）と株式会社札幌リゾート開発公社（以下「乙」という。）において令和 2 年 3 月 25 日付けで締結した札幌市藤野野外スポーツ交流施設の管理に関する協定書（以下「原協定書」という。）に関し、甲と乙は、原協定書第 18 条第 5 項及び第 38 条の規定に基づき、次のとおり改定協定を締結する。

第 1 条 改定協定書第 1 条中「金 656,261,360 円（令和 2 年度は 131,200,000 円、令和 3 年度は 131,461,360 円、令和 4 年度、令和 5 年度及び令和 6 年度は 131,200,000 円）」を、「金 659,338,360 円（令和 2 年度は 131,200,000 円、令和 3 年度は 131,461,360 円、令和 4 年度は 134,277,000、令和 5 年度及び令和 6 年度は 131,200,000 円）」に改める。

第 2 条 原協定書第 18 条 2 項の表を次のとおり改める。

回数	請求時期	支払金額（消費税及び地方消費税を含む。）				
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1 回目	7 月	32,800,000	32,800,000	32,800,000	32,800,000	32,800,000
2 回目	10 月	32,800,000	32,800,000	32,800,000	32,800,000	32,800,000
3 回目	1 月	32,800,000	32,800,000	32,800,000	32,800,000	32,800,000
4 回目	4 月	32,800,000	33,061,360	35,877,000	32,800,000	32,800,000

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を所持する。

令和 5 年 3 月 31 日

(甲) 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市
代表者 市長 秋元 克 広



(乙) 札幌市南区定山溪 937 番地先
株式会社札幌リゾート開発公社
代表者 代表取締役社長 青山 智 勇

